

省エネルギーに向けた取組について

2023年3月17日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

1. 省エネルギーの必要性の背景

2. 省エネルギーの規制措置

3. 省エネルギーに向けた支援措置

1 - 1. 2050年カーボンニュートラル

- 菅内閣総理大臣（当時）は2020年10月26日の所信表明演説において、我が国が2050年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念）を目指すことを宣言。
- カーボンニュートラルの実現に向けては、温室効果ガス（CO2以外のメタン、フロンなども含む）の85%、CO2の93%を排出するエネルギー部門の取組が重要。
- 第6次エネルギー基本計画においては、エネルギー分野を中心とした2050年のカーボンニュートラルに向けた道筋を示すとともに、2050年への道筋を踏まえ、取り組むべき政策を示す。

2020年10月26日菅元総理所信表明演説（抜粋）

<グリーン社会の実現>

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

（中略）

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

2020年10月26日梶山経産大臣会見（抜粋）

（中略）

カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガスの8割以上を占めるエネルギー分野の取組が特に重要です。カーボンニュートラル社会では、電力需要の増加も見込まれますが、これに対応するため、再エネ、原子力など使えるものを最大限活用するとともに、水素など新たな選択肢も追求をしてまいります。

1 - 2. エネルギー基本計画とエネルギーミックス

2002年6月 エネルギー政策基本法

- 2003年10月 第一次エネルギー基本計画
- 2007年 3月 第二次エネルギー基本計画
- 2010年 6月 第三次エネルギー基本計画

2014年4月 第四次エネルギー基本計画

- 総合資源エネルギー調査会で審議 → 閣議決定
- 原発：可能な限り低減・安全最優先の再稼働 再エネ：拡大（2割を上回る）
- 3年に一度検討（必要に応じ見直し）

2015年7月 長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）

- 総合資源エネルギー調査会で審議 → 経産大臣決定
- 原子力：20-22%（震災前3割） 再エネ：22-24%（足下から倍増）

2018年7月 第五次エネルギー基本計画

- 2030年 ⇒ エネルギーミックスの確実な実現
- 2050年 ⇒ エネルギー転換・脱炭素化への挑戦

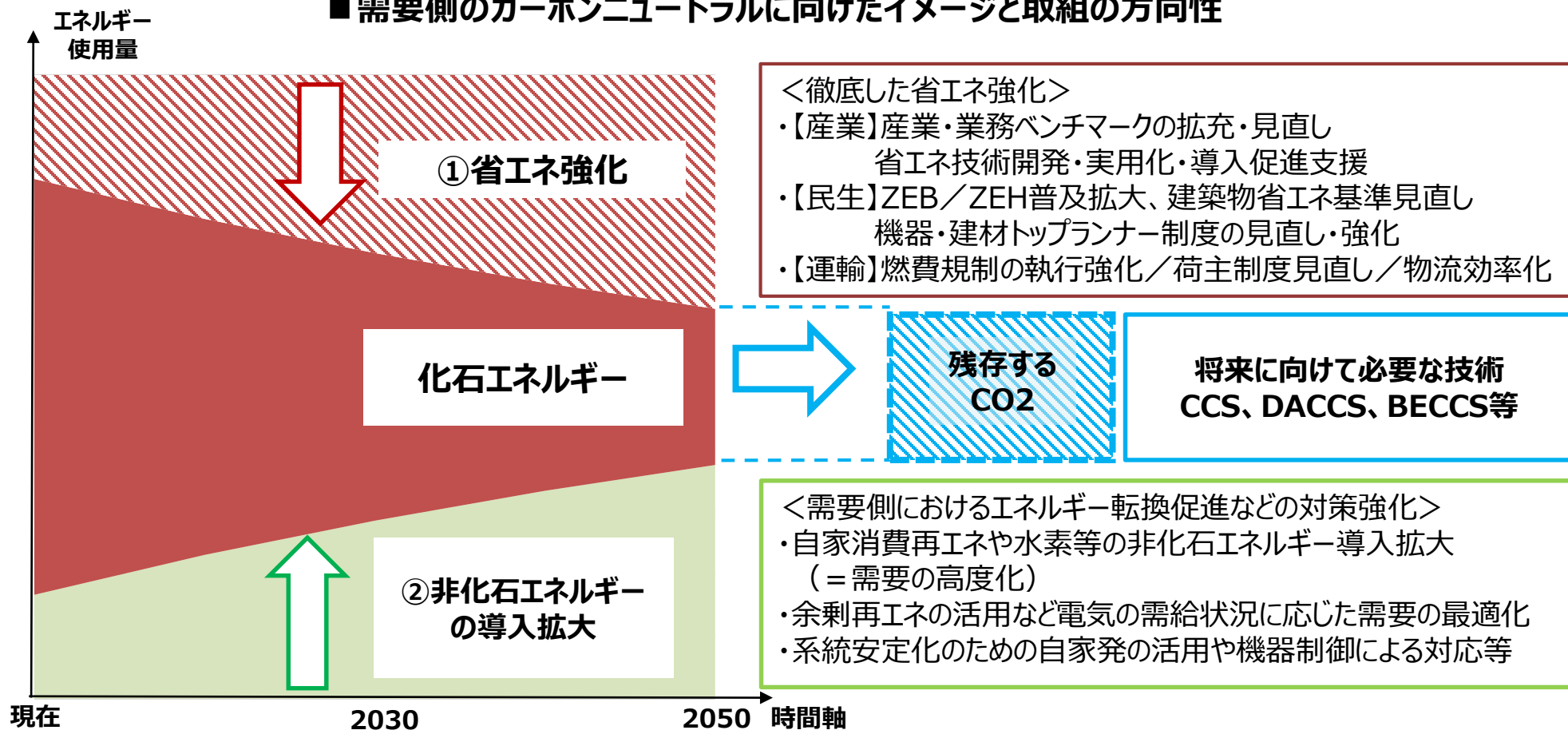
2021年10月 第六次エネルギー基本計画

- 「**2050年カーボンニュートラル**」・**2030年度削減目標に向けたエネルギー政策**
- 日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服 → S+3Eの更なる追求
- エネルギーミックス 再エネ：36-38%（足下から倍増） 原子力：20-22%

1 - 3. カーボンニュートラルに向けた需要側の取組の方向性

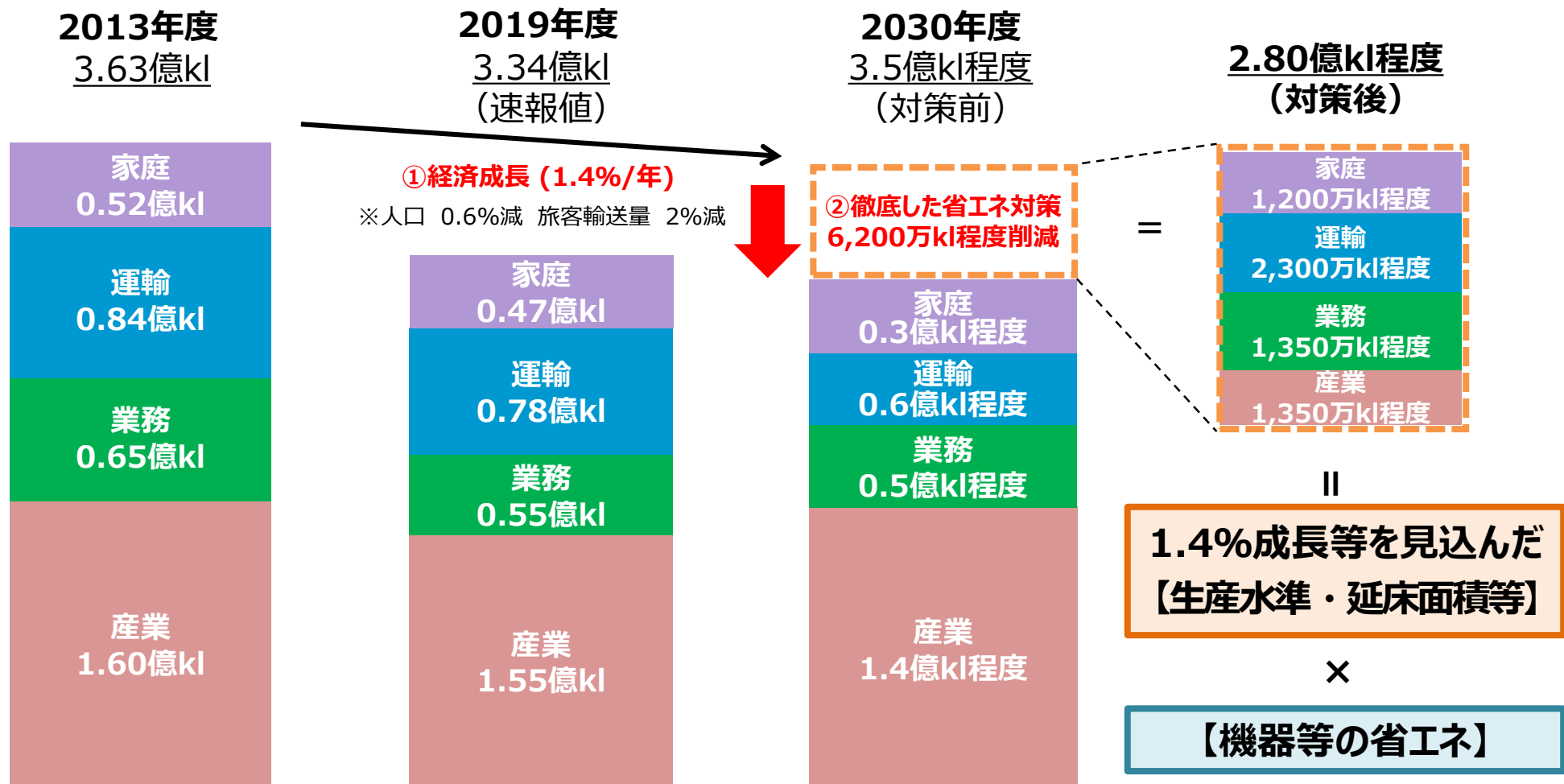
- 2050年カーボンニュートラルに向けては、徹底した省エネ（①）を進めるとともに、非化石電気や水素等の非化石エネルギーの導入拡大（②）に向けた対策を強化していくことが必要。
- このため、引き続き省エネ法に基づく規制の見直し・強化や、支援措置等を通じた省エネ対策の強化とともに、供給側の非化石拡大を踏まえ、需要側における電化・水素化等のエネルギー転換の促進などに向けた対策を強化していくことが求められる。

■ 需要側のカーボンニュートラルに向けたイメージと取組の方向性



1 - 4. 第6次エネルギー基本計画における省エネ目標

- 第6次エネルギー基本計画では、**1.4%の経済成長等**を前提として想定した2030年度の最終エネルギー需要に対し、徹底した省エネ対策を実施することで、そこから**6,200万kl程度の削減**を見込んでいる。



1 - 5. 省エネ目標の内訳と達成に向けた対応

- 省エネ目標の試算にあたっては、産業・業務・家庭・運輸の各部門毎に、技術的に実現可能な対策を最大限積み上げ、**前回（2015年度）策定時から1200万kL程度の深掘り。**
- **省エネ法に基づく規制と補助金等の支援**により、対策毎の目標達成を推進。

合計 2030年度省エネ目標 6,200万kL程度（前回2015年策定時：5030万kL）

産業部門 <省エネ量 約1,350万kL>

- **主な対策：鉄鋼や化学等の素材産業における、高効率燃焼設備の導入など省エネ対策**

（内訳）

- ・ 素材系 4 業種における対策
 - －鉄鋼業[41.5万kL]
 - －化学工業[195.9万kL]
 - －窯業・土石業[27.7万kL]
 - －紙パルプ製造業[3.9万kL]
- ・ その他業種横断的対策
 - －FEMSの活用等によるエネルギー管理の実施[74.0万kL] 等

業務部門 <省エネ量 約1,350万kL>

- **主な対策：建築物の省エネ化やオフィス等への省エネ機器導入**

（内訳）

- ・ 建築物の省エネ化[545.8万kL]
- ・ LEDの導入 [195.4万kL]
- ・ 高効率給湯器の導入[51.5万kL]
- ・ 高効率な冷凍冷蔵庫やルーター・サーバー等の導入 [342.0万kL]
- ・ BEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [238.5万kL] 等

家庭部門 <省エネ量 約1,200万kL>

- **主な対策：住宅の省エネ化や家電等の省エネ性能向上**

（内訳）

- ・ 住宅の省エネ化[343.6万kL]
- ・ LEDの導入 [193.4万kL]
- ・ 高効率給湯器の導入[264.9万kL]
- ・ トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 [169.5万kL]
- ・ H E M S の活用等によるエネルギー管理の実施[216.0万kL] 等

運輸部門 <省エネ量 約 2,300万kL>

- **主な対策：自動車の燃費改善や次世代自動車の普及、トラックの輸送効率化**

（内訳）

- ・ 燃費改善、次世代自動車の普及 [990.0万kL]
- ・ その他の運輸部門対策
 - －トラック輸送の効率化[425.2万kL]
 - －交通流対策の推進[72.9万kL]
 - －公共交通機関の利用促進[59.3万kL]
 - －鉄道貨物輸送へのモーダルシフト[53.6万kL] 等

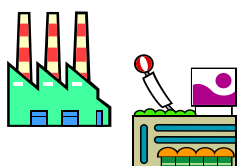


1. 省エネルギーの必要性の背景



2. 省エネルギーの規制措置

3. 省エネルギーに向けた支援措置

2-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の概要

- 工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準（設備管理の基準やエネルギー消費効率改善の目標（年1%）等）を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行う。
- 特定エネルギー消費機器等（自動車・家電製品等）の製造事業者等^注に対し、機器のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行う。注）生産量等が一定以上の者

	工場・事業場	運輸	
エネルギー使用者への直接規制	努力義務の対象者 工場等の設置者 ・事業者の努力義務 	貨物/旅客輸送事業者 ・事業者の努力義務 	荷主（自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者） ・事業者の努力義務 
	報告義務等対象者 特定事業者 （約12,500事業者） （エネルギー使用量1,500kl/年以上） ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定貨物/旅客輸送事業者 （保有車両トラック200台以上等） ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定荷主 （約800事業者） （年間輸送量3,000万トン以上） ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

使用者への間接規制	特定エネルギー消費機器等（トップランナー制度） 製造事業者等（生産量等が一定以上） ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める  	一般消費者への情報提供 家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者 ・消費者への情報提供（努力義務）
-----------	---	---

※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

2-2. 改正省エネ法の概要

エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。

1. 非化石エネルギーへの転換に関する措置

- 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。

2. 電気の需要の最適化に関する措置

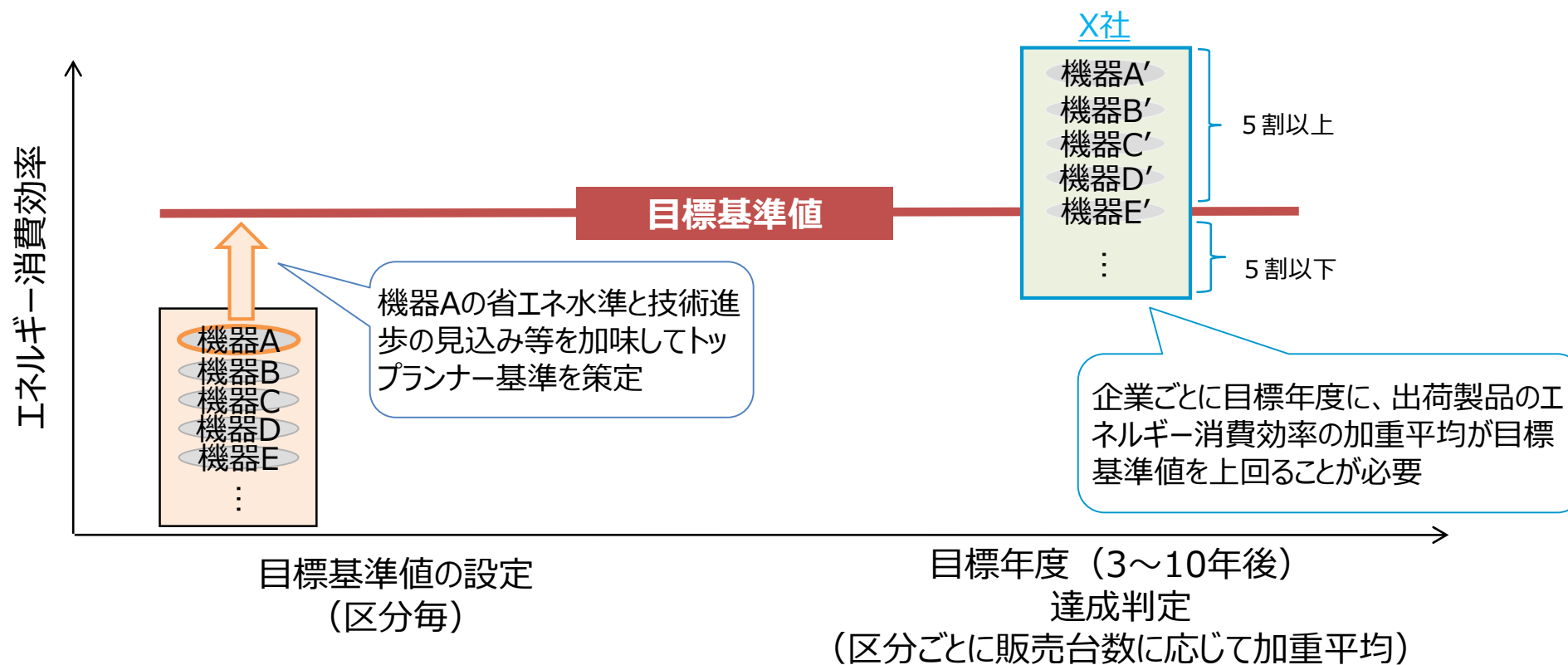
- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。
(令和4年5月13日 第208回通常国会で成立)

2-3. トップランナー制度による規制の概要

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、製造事業者や輸入事業者に対して、目標年度までにエネルギー消費効率の目標達成を求めている。
- 未達成の製造事業者等には、相当程度のエネルギー消費効率の改善を行う必要がある場合に勧告、公表、命令、罰則（100万円以下）の措置がとられる。



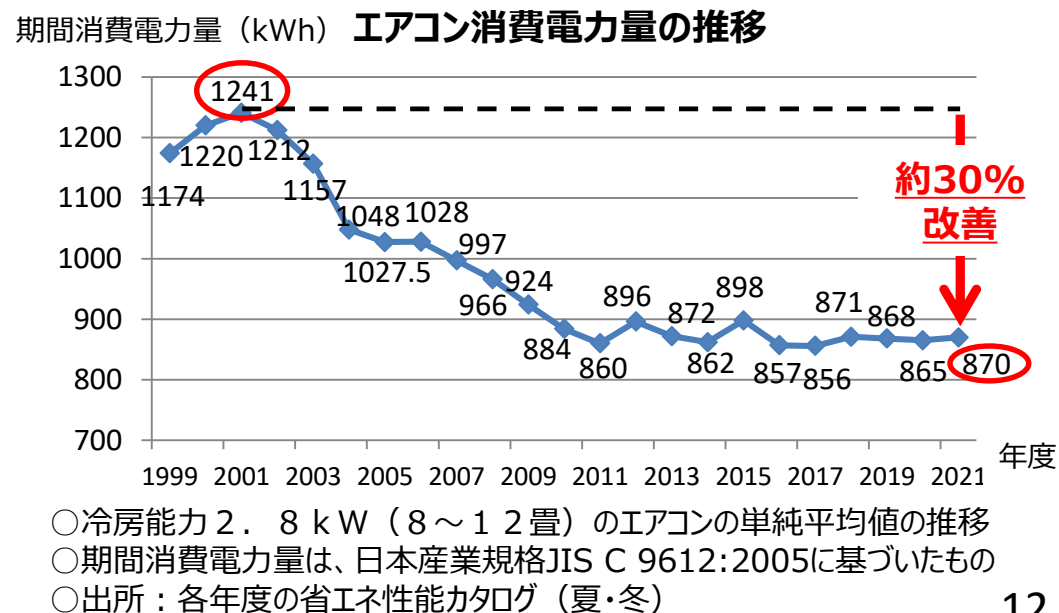
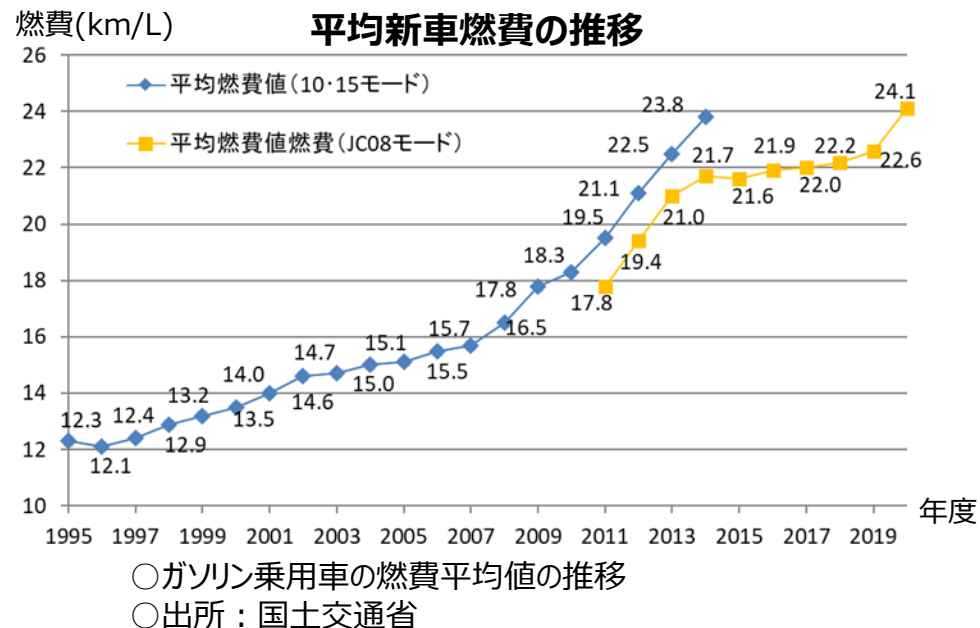
2-4. 機器・建材トップランナー制度の対象

トップランナー制度対象品目（32品目）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 乗用自動車 | 17. 自動販売機 |
| 2. エアコンディショナー | 18. 変圧器 |
| 3. 照明器具 | 19. ジャー炊飯器 |
| 4. テレビジョン受信機 | 20. 電子レンジ |
| 5. 複写機 | 21. DVDレコーダー |
| 6. 電子計算機 | 22. ルーティング機器 |
| 7. 磁気ディスク装置 | 23. スwitching機器 |
| 8. 貨物自動車 | 24. 複合機 |
| 9. ビデオテープレコーダー | 25. プリンター |
| 10. 電気冷蔵庫 | 26. 電気温水機器 |
| 11. 電気冷凍庫 | 27. 交流電動機 |
| 12. ストーブ | 28. 電球 |
| 13. ガス調理機器 | 29. ショーケース |
| 14. ガス温水機器 | 30. 断熱材 |
| 15. 石油温水機器 | 31. サッシ |
| 16. 電気便座 | 32. 複層ガラス |

※30～32：
建材トップランナー制度対象品目

効率改善の例



1. 省エネルギーの必要性の背景

2. 省エネルギーの規制措置

3. 省エネルギーに向けた支援措置

3-1. 省エネ支援策パッケージ

事業者向け

1. 省エネ補助金の抜本強化【500億円】【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- 省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設することで、エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす。

2. 省エネ診断の拡充【20億円】

- 工場・ビル等の省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助することで、中小企業等の省エネを強力に推進する。
- また、省エネ診断を行う実施団体・企業を増加させ、専門人材育成も兼ねた研修を行うことで、省エネ診断の拡充を図る。

※ 中小企業向け補助金（ものづくり補助金）についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化。

家庭向け

3. 新たな住宅省エネ化支援【約2,800億円※新築を含む】

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化（300億）や、省エネ効果の高い断熱窓改修に経産省・環境省事業（1,000億）で手厚く支援。国交省の省エネ化支援（新築を含めて1,500億）と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を予定。

※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（6,000億円）において、メニューの一つとして措置。

3-2-1. 新たな住宅省エネ化支援での3省連携

- 3省合同のキャンペーンサイトを開設。交付申請等の窓口をワンストップで対応。
- 3省合同で、関係団体への説明会の実施や、チラシを作成し関係団体等に配布。

キャンペーンサイト



省エネルギーフォームチラシ (HPからフリーダウンロード可能)

国土交通省、経済産業省、環境省で省エネルギーフォームを支援します!!

子どもエコすまい支援事業
先進的窓リノベ事業
給湯省エネ事業

子どもエコすまい支援事業 (リフォーム)
 対象 ①～③の工事に応じて補助額を算定、補助上限額は30万円(世帯員数により最大60万円)
 ①障子の断熱改善 ②外断、屋根・天井又は床の断熱改善 ③エコ住宅設備の設置
 ④子育て世代の対応 ⑤障子の断熱改善(断熱性能向上型)
 ⑥窓気密性改善・換気機能付きエアコンの設置 ⑦バルコニー改修
 ※リフォーム推進費等の加入
 ※①～③のいずれか1つの工事に限られてはならないが、併用はし、併用した場合は補助額は計算上削減される
 ※申請のフォームは申請書に添付して提出する必要がある(別途申請書提出は不要)
 対象者 令和4年11月8日以前にリフォーム工事を着手し、申請した方
 交付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
 ※申請のフォームは申請書に添付して提出する必要がある(別途申請書提出は不要)

先進的窓リノベ事業
住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
 対象 高性能な断熱窓への改修について、工事内容に応じて定額を補助(上限200万円)
 対象者 令和4年11月8日以前に契約を締結し、事業者登録後に施工、申請した方
 交付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
 ※申請のフォームは申請書に添付して提出する必要がある(別途申請書提出は不要)

給湯省エネ事業
高齢者世帯(高齢者)に給湯設備の省エネ化を支援する事業
 対象 ①省エネ給湯機(エコウォーム) ②ヒートポンプ給湯機(エココート)
 ③バルコニー断熱機を設置する場合に定額を補助(1は15万円、2及び3は5万円)
 対象者 令和4年11月8日以前に契約を締結し、事業者登録後に施工、申請した方
 交付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
 ※申請のフォームは申請書に添付して提出する必要がある(別途申請書提出は不要)

全ての世帯で利用可能です。
3つの支援をまとめて申請できます

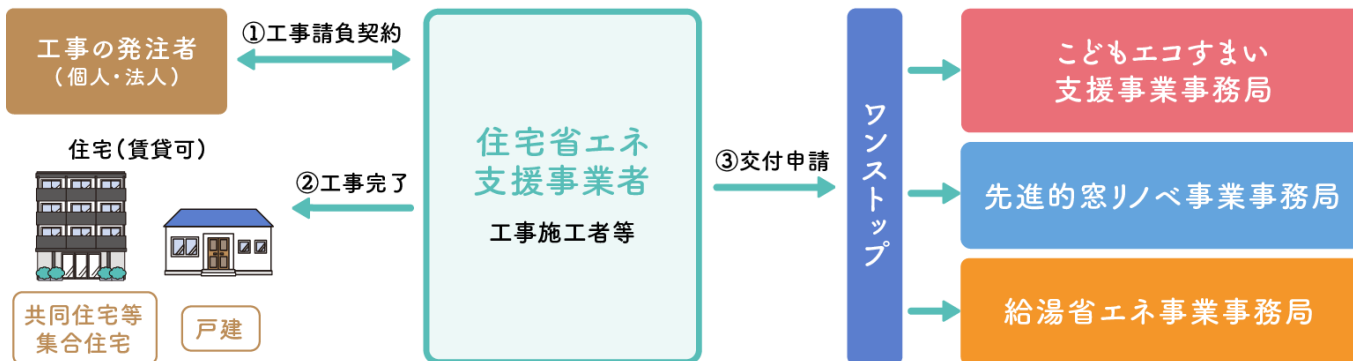
国土交通省 経済産業省 環境省

ワンストップ
 子どもエコすまい支援事業事務局
 先進的窓リノベ事業事務局
 給湯省エネ事業事務局

詳細情報は [住宅省エネ2023キャンペーン](#) から検索
 お問い合わせ先 住宅省エネ2023キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口
 ☎0570-200-594 (受付時間10:00～13:00)
 URL: <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

国土交通省 経済産業省 環境省

省エネルギーフォーム事業の申請イメージ



3-2-2. 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の事業概要

事業目的

本事業では、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。 【令和4年度補正予算300億円】

補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

	ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド 給湯機	家庭用 燃料電池 (エネファーム)
補助額 (予定)	5万円/台	5万円/台	15万円/台

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ

家庭用燃料電池（エネファーム）

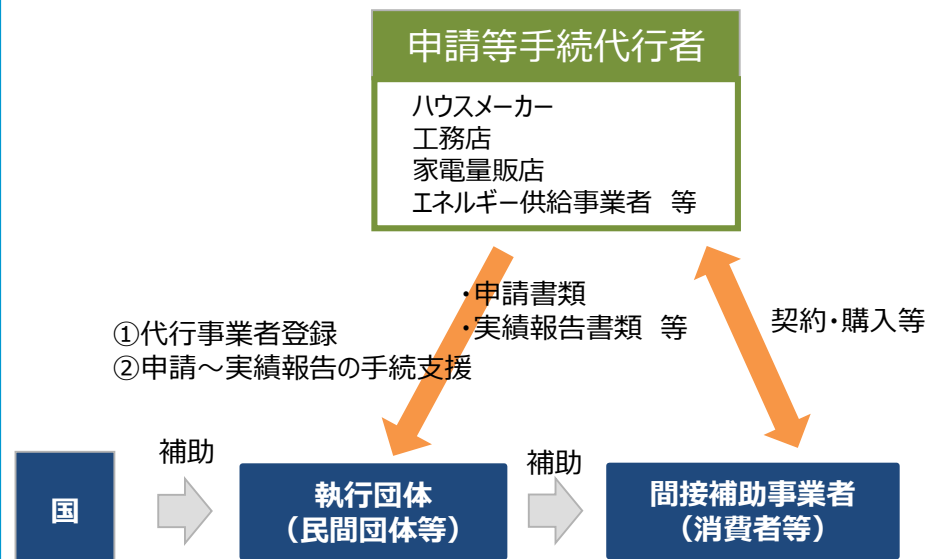


出所) アイシン

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ **申請手続については、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する**



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限り。

3-2-3. 補助金の対象給湯設備

	家庭用燃料電池	ハイブリッド給湯機	ヒートポンプ給湯機
特徴	都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率が見られる。また、発電の際に発生する排熱を回収し、お湯をつくるため給湯に利用が可能。	ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。ふたつの熱源を効率的に用いることで、高効率な給湯が可能。	ヒートポンプの原理を用い、冷媒の圧縮と膨張のサイクルにより、お湯を作り、お湯を貯湯タンクに蓄えて使用するもの
補助額（予定）	15万円／台	5万円／台	5万円／台

【商品例】

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所) アイシン

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機

3-2-4. 家庭用燃料電池の支援対象製品

- 家庭用燃料電池の支援対象機器は、都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により、発電するもの（燃料電池の形態により、固体高分子形燃料電池（PEFC）と固体酸化物形燃料電池（SOFC）に分類される）。
- 支援対象製品は、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の製品登録に必要な要件を満たしたものの。

<FCAの製品登録に必要な主な要件>

■ 固体高分子形燃料電池

<燃料電池関連>

- ✓ 定格運転時に0.5~1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は50℃以上であること。
- ✓ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ✓ 定格運転時における低位発熱量基準の発電効率33%以上、総合効率が80%以上であること 等

<貯湯関連>

- ✓ 燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ✓ 貯湯容量が150L以上であること。 等

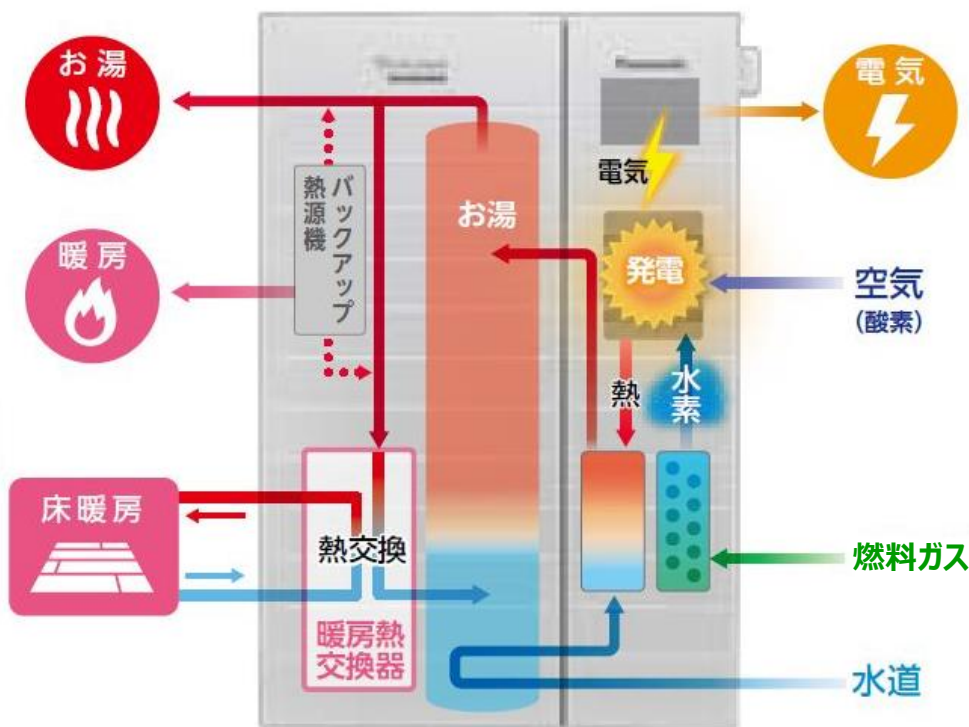
■ 固体酸化物燃料電池

<燃料電池関連>

- ✓ 定格運転時に0.5~1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は60℃以上であること。ただし、定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が47%以上かつ熱出力温度が65℃以上の場合、発電出力は0.4kW以上とする。
- ✓ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ✓ 定格運転時における低位発熱量基準の発電効率40%以上、総合効率が80%以上であること 等

<貯湯関連>

- ✓ 燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ✓ 貯湯容量が50L以上であること。 等



出所) パナソニック ※一部、資源エネルギー庁編集

3-2-5. ハイブリッド給湯機の支援対象製品

- ハイブリッド給湯機の支援対象機器は、熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器。
- 支援対象製品は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のもの。

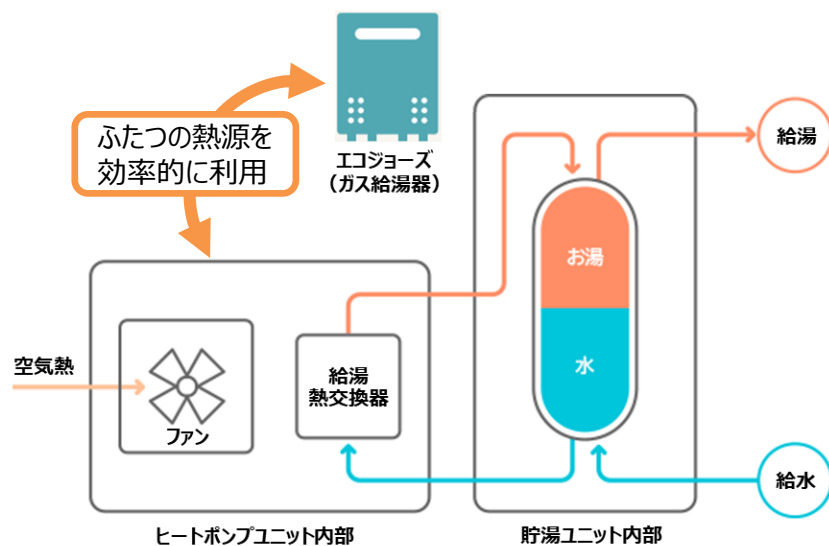


図 ハイブリッド給湯機の仕組み（給湯の場合）

出所) ノーリツ



出所) リンナイ

3-2-6. ヒートポンプ給湯機の支援対象製品

- ヒートポンプ給湯機の支援対象機器は、省エネ法上のトップランナー制度の対象機器である「エコキュート」。
- 支援対象製品は、上記のエコキュートのうち、2025年度の目標基準値以上のもの。ただし、「おひさまエコキュート」については、おひさまエコキュートに適した測定方法が確立されていないため、2025年度の目標基準値を満たしていないものも対象。

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）の省エネ基準

2025年度目標の区分					2025年度 目標基準値	
区分名	想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様		
A	少人数	-	-	一般地	3.0	
B				寒冷地	2.7	
C	標準	一缶	320L未満	一般地	3.1	
D				寒冷地	2.7	
E			320L以上 550L未満	一般地	3.5	
F				寒冷地	2.9	
G			550L以上	一般地	3.2	
H				寒冷地	2.7	
I			多缶	-	一般地	3.0
J					寒冷地	2.7

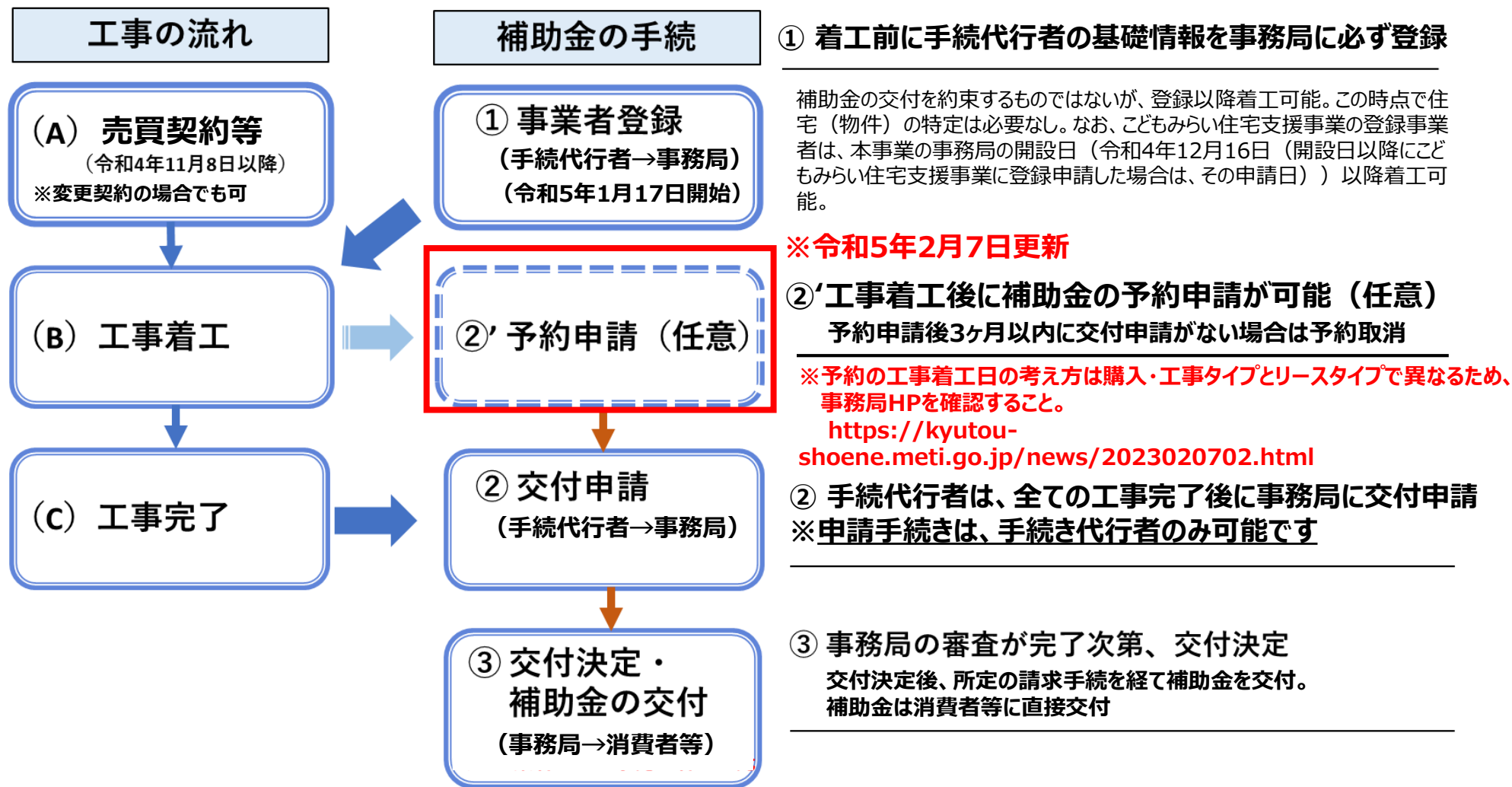
おひさまエコキュート

(太陽光発電の余剰電力を活用したヒートポンプ給湯機)

- ✓ 太陽光発電の電気を活用することで、利用者は、光熱費の削減が可能（条件によっては、太陽光パネルの貸与も可能）
- ✓ 電力会社は、おひさまエコキュート専用の電気料金プランを提供。
- ✓ 日本全体では、カーボンニュートラル、電気需要最適化にも貢献。



3-2-7. 基本的な申請の流れ



<申請時に必要となる書類>

詳細は未定ですが、契約日及び着工日確認出来る書類として、契約書の写し、着工前写真（日付入り）、機器設置後写真（日付入り）、給湯器の個別番号（品番等）が確認出来る写真や書類などが必要となる予定です。

3-2-8. 種別毎の申請者について

	新築住宅※			既存住宅※		
	注文	分譲		戸別リフォーム		大規模修繕
	戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅等
持家	施主	購入者		家主		家主又は 管理組合
賃貸	貸主			貸主又は借主		

※ 新築住宅とは、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内で、人の居住の用に供されたことのない住宅をいいます。既存住宅とは新築住宅以外の住宅をいいます。

1戸当たりの台数制限

戸建	共同住宅等
2台以内	1台以内

残予算の公表

本事業では、事後申請制を採用することから、こまめに残りの予算額を開示する予定

3-2-9. 契約日と着工開始日の考え方

契約日の考え方について

閣議決定日である令和4年11月8日以降に、補助対象である給湯器の導入を決定する契約（変更契約を含む。原契約と併せて提出すること）する補助事業を対象とします。

着工開始日の考え方について

手続代行者が、事業者登録申請日（事項参照）以降に着工する補助事業を対象とします。着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

新築住宅			既存住宅		
注文	分譲		戸別リフォーム		大規模修繕
戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅
建築工事の着手日	住宅の引渡日		給湯器の設置開始日(1台目)		

3-2-10. 手続き代行者の登録について

- 本補助金にかかる手続きについては、申請者（補助対象者）と契約している事業者（手続き代行者）が、申請者（補助対象者）に代わり交付申請等の手続きを行っていただきます。
- 手続き代行者の登録は、令和5年1月17日に事務局ホームページにおいて開始。
- ただし、本事業の事務局開設日（令和4年12月16日）より前に「こどもみらい住宅支援事業」に登録している事業者は、所定の手続きにより反対の意思がなされた場合を除き、本事業の事務局開設日（令和4年12月16日）を登録日とみなします（事務局開設日以降に「こどもみらい住宅支援事業」に登録した場合は、その申請日を事業者登録日とみなします）。
- 交付申請を行うためには、今後選定される予定の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の書類を提出し、本事業の事業者登録を完了する必要があります。

※本事業の目的に鑑み、事業者の皆さんにはリフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供等を求めます。

3-2-11. 工事写真について【※令和5年2月28日更新：更新箇所赤字】

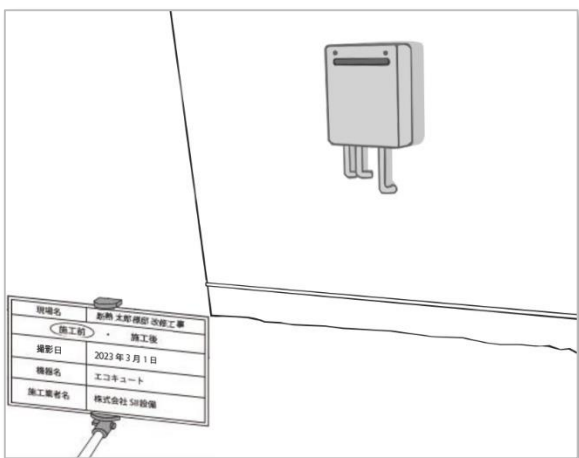
本事業の交付申請には、給湯器の工事前後及び導入した給湯器の銘板(家庭用燃料電池(エネファーム)並びにハイブリッド給湯機の場合)の写真の提出が必要です。下の例を参考に、それぞれ忘れずに撮影を行ってください。

いずれかの写真が提出できない場合、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。

(大規模改修等の場合、補助対象となる給湯器を設置するすべての住戸について、工事前後及び導入した給湯器の銘板の写真が必要です)

工事【前】に撮影する写真

古い給湯器の写真



【撮影時の注意事項】

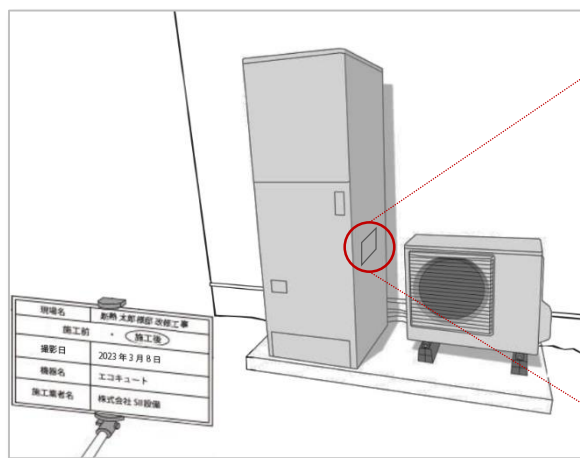
- ・新築注文住宅は、設置予定の場所の写真を撮影
- ・リフォームは、古い給湯器の全体が収まるように撮影
- ・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

※新築分譲住宅は工事前写真の提出は不要
(リース利用を除く)

※2023年2月28日以前の工事については、
「工事前写真提出免除依頼書」の提出により、
工事前写真の提出が免除される場合があります

工事【後】に撮影する写真

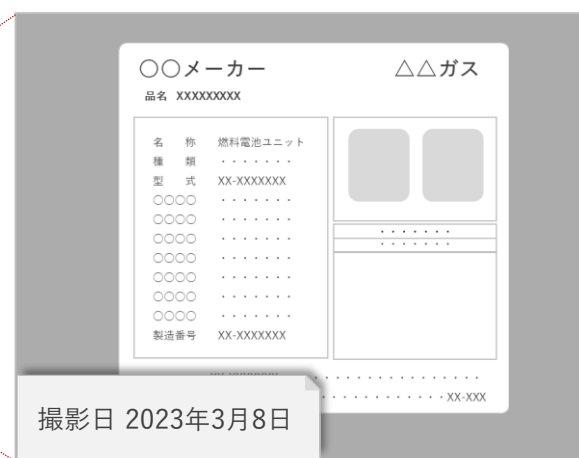
新しく導入した給湯器の写真



【撮影時の注意事項】

- ・補助対象全体が収まるように撮影
- ・古い給湯器と同じ場所に設置する場合、画角や距離を工事前写真と合わせて撮影
- ・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

新しく導入した給湯器の銘板ラベルの写真



【撮影時の注意事項】

- ・製品型番、型式が確認できるように撮影
[家庭用燃料電池(エネファーム)]
燃料電池ユニットの銘板を撮影
(固体高分子燃料電池(PE)は貯湯ユニットの銘板も合わせて撮影)
- ・[ハイブリッド給湯機]
ヒートポンプユニットの銘板を撮影
[エコキュート]
保証書の写しを添付するため、銘板ラベルの写真の提出は不要
- ・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

*：必ずしも工事看板である必要はありません。(手書きの紙等でも可)。また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

3-2-12. 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と 主な他の補助金との重複申請可否について

【新築向け】

- 次の事業は、本事業における支援対象機器が補助事業の対象経費等に含まれているため、重複申請不可。
 - 国土交通省
 - ・ こどもエコすまい支援事業
 - ・ 地域型住宅グリーン化事業
 - ・ LCCM住宅整備推進事業
 - 経済産業省
 - ・ 次世代ZEH+実証事業（ただし、家庭用燃料電池に限り、同事業で加算補助申請をしない場合は、本事業へ重複申請可）
 - ・ 超高層ZEH-M実証事業
 - 環境省
 - ・ ZEH等（ZEH+含む）支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - ・ 低層ZEH-M支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - ・ 中高層ZEH-M支援事業

3-2-13. 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と 主な他の補助金との重複申請可否について

【既築向け】

- 次の事業は、本事業における支援対象機器が加算対象となっているため、その加算を受けない場合に限って、本事業の申請が可能。
 - 国土交通省
 - ・ こどもエコすまい支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - ・ 住宅エコリフォーム推進事業／住宅・建築物省エネ改修推進事業
 - ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
 - 環境省
 - ・ 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）

【注：自治体の実施する事業との併用について】

その他自治体で実施する事業との併用については、補助制度を行っている自治体に併用の可否をご確認ください（自治体事業の財源が国庫負担となっている場合は重複申請不可）。

3-2-14. 補助金に関する事務局のHP

- 2023年1月に、本補助金に関する問い合わせ窓口を開設。

<住宅省エネ2023キャンペーンの事務局のHP>



<給湯省エネ事業の事務局のHP>



給湯省エネ事業の事務局のHPから、「事業者」や「対象機器」の検索が可能



一般消費者の方へ

関連情報の検索

給湯省エネ事業者の検索

給湯省エネ事業者として登録されている事業者を検索できます。
※登録のない事業者との契約は補助対象となりません。

対象機器の検索

本事業の対象となる高効率給湯器のメーカーと型番を検索できます。

【お問い合わせ窓口】給湯省エネ事業事務局
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝含む)
ナビダイヤル: 0570-200-594
(IP電話等からのお問い合わせ: 045-330-1340)
URL: <https://kyutou-shoene.meti.go.jp/>



3-3-1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金①

- 自治体において、地域の実情を踏まえつつ、省エネ家電の買換・購入支援を実施。
- 2022年9月に発表された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューに、省エネ家電買い換え支援が位置づけられた。全国の自治体が交付金を活用した省エネ家電の買換・購入支援事業を実施。

【地方交付金を活用した省エネ家電の買換・購入支援を実施している自治体の例】

自治体	事業名称等	対象製品	概要
東京都	東京ゼロエミポイント	エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具	省エネ性能の高い製品に買い換えた方に商品券等に交換可能なポイントを付与する事業
宮城県	みやぎ省エネ家電に買い換えキャンペーン2023	エアコン、冷蔵庫、テレビ、給湯器	省エネ家電に買い換えた方に県内で使える商品券を抽選で還元するキャンペーン
長野県	信州省エネ家電購入応援キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、電気温水機器、テレビ、LED照明器具	省エネ家電の購入を支援するキャンペーン（購入者にキャッシュレスポイント等を付与）
福岡県北九州市	エコ家電でくらし快適キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、テレビ	省エネ家電を購入した方に電子商品券又は紙商品券で還元するキャンペーン

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金】

- 予算額：6,000億円
- 交付対象：都道府県及び市町村
- 対象事業：効率的と考えられる推奨事業メニュー（別紙を自治体に示す）
- 算定方法：人口や物価上昇率等を基礎として査定

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

3-3-2. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金②

- 内閣府地方創生のHPにおいて、地方公共団体別事業一覧を公表。各地方自治体において、省エネ家電の買換・購入支援等の事業が実施中又は実施見込み。(次回は、2023年3月に交付決定見込み)

【内閣府地方創生のHP】

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>



	第2回	7月30日	9月30日
令和3年度実施計画	第3回	9月15日	10月29日
	第4回	10月11日	11月30日
	第5回	1月31日	3月29日
	第1回	5月9日	6月23日
令和4年度実施計画	第2回	7月29日	9月30日
	第3回	10月31日	12月27日
	第4回	1月31日	3月中

○地方公共団体の事業計画

- 令和2年度実施計画一覧

[地方公共団体別事業一覧 \(zip/12,932KB\)](#)

※本資料は、令和4年2月22日時点で公表意思の確認ができた地方公共団体及び事業を掲載しております。

- 令和3年度実施計画一覧

[地方公共団体別事業一覧 \(zip/20,046KB\)](#)

※令和3年度において地方公共団体から提出のあった実施計画を一覧に取りまとめたものです。事業の詳細については、地方公共団体にご確認ください。

- 令和4年度実施計画一覧

[地方公共団体別事業一覧 \(zip/17,015KB\)](#)

※令和4年度第3回(令和4年10月31日締切)までに地方公共団体から提出のあった実施計画を一覧に取りまとめたものです。事業の詳細については、地方公共団体にご確認ください。

- 支援にあたり燃料費等に着眼している事業

[地方公共団体別事業一覧 \(PDF/1,736KB\)](#)

※令和3年度第5回提出(令和4年1月31日締切)で実施計画に新規に追加された事業をもとに、地方公共団体への照会等を踏まえ、燃料費等に着眼している事業を抽出しております。事業の詳細については、地方公共団体にご確認ください。

- ▶ 令和2年度第1回実施計画

[第1次実施計画事業内容 \(PDF126KB\)](#)

3-3-3. 地方自治体の事業例（給湯器関連）

【省エネ家電の買換・購入支援等を実施している事業例】

	地方自治体	事業名称等	対象製品	URL
1	宮城県	省エネ家電等購入促進事業	給湯器 等	https://zero-carbon2050.pref.miyagi.jp/consumer-electronics/
2	茨城県 常陸太田市	太陽光発電設備及び高効率給湯器設置費補助金	高効率給湯器（ハイブリッド給湯器、エコウィル、エネファーム等） 等	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page001002.html
3	栃木県 那須塩原市	省エネ家電等購入促進事業	ガス温水機器、石油温水機器 等	https://www.city.nasushiobara.lg.jp/soshikikarasagasu/kikohendotaisakukyoku/simin/15356.html
4	東京都	東京ゼロエミ	ガス温水機器 等	https://www.zero-emi-points.jp/
5	富山県魚津市	魚津市省エネ家電等買換え促進事業	エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、エネファーム 等	https://www.city.uozu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=11037
6	富山県立山町	立山町省エネ型住宅設備等切替推進事業	エコジョーズ、エコウィル、エネファーム、ハイブリッド給湯器 等	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/jumin-ka/kankyo_chiikianzenkakari/1/3/1081.html
7	愛知県犬山市	犬山市住宅省エネ改修支援補助金	エコジョーズ、ハイブリッド給湯器 等	https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/gomi/1005043/1006868/1008644.html
8	広島県呉市	呉市家庭用燃料電池システム設置費補助金	エネファーム	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/enefarm.html
9	山口県阿武町	阿武町省エネ家電製品等購入事業補助金	エコジョーズ、ハイブリッド給湯器 等	http://www.town.abu.lg.jp/11869/
10	福岡県福岡市	ECOチャレンジ応援事業	エネファーム 等	https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/ecochallenge2022_2.html
11	福岡県吉富町	エコマチプロジェクト奨励金	エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯器、エネファーム 等	https://www.town.yoshitomi.lg.jp/gyosei/chosei/v995/y209/jumin/g171/
12	宮崎県日南市	日南市省エネ家電等購入促進事業	ガス給湯器 等	https://www.city.nichinan.lg.jp/main//page015828.html

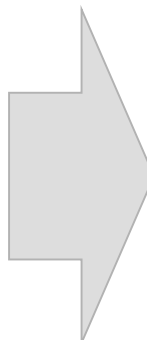
補足：上記表は、事業例を示したものです。申請受付が既に終了している事業も含まれています。

【参考】東京ゼロエミポイントについて

- 「家庭のゼロエミッション行動推進事業」とは、設置済みのエアコン・冷蔵庫・給湯器・照明器具を、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器・LED照明器具に買換えた都民に対して、**東京ゼロエミポイント**を付与し、**ポイント数に応じた商品券とLED割引券を交付する、東京都が実施する事業。**
- 2023年2月15日に、2023年4月1日以降の買い替えに対し、**新ポイント数を付与※**することを公表。 ※2023年度歳入予算が2023年3月31日までに東京都議会で可決された場合

対象となる製品と省エネルギー性能基準

 <p>エアコン</p>	<p>統一省エネレベルの目標年度に応じた基準に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度2010年度の場合は「★2」以上 ・目標年度2027年度の場合は「★1」以上 <p>※冷房能力により基準が異なります。目標年度別の基準については申請ガイドを確認してください。</p> <p>※製品の一部は、2022年7月1日以降に購入されたものが対象となります。</p> <p>※統一省エネレベルにおける確認方法はこちら</p>
 <p>冷蔵庫</p>	<p>最新の省エネ基準に基づく省エネ基準達成率が100%以上であること。</p> <p>(省エネ性マーク  がグリーン色であること)</p> <p>※目標年度2021年度において省エネ基準達成率100%以上のもの。</p> <p>※統一省エネレベルにおける確認方法はこちら</p>
 <p>給湯器</p>	<p>エコキュート JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上(寒冷地仕様は2.7以上)であること。</p> <p>エコジョーズ 給湯部熱効率が94%以上であること。</p> <p>エコフィール 連続給湯効率が94%以上であること。</p> <p>ハイブリッド給湯器 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が102%以上であること。</p>
 <p>LED照明器具</p>	<p>住居の屋内に固定して使用するLED照明器具 (居室シーリングライト等)</p> <p>※2022年7月1日以降に購入されたものが対象となります。</p> <p>※LED照明器具→LED照明器具への変更は対象外です。</p> <p>※詳細は「申請ガイド」を参照してください。</p>



JTBナイスギフト(商品券)・LED割引券

東京ゼロエミポイントは、ポイント数に応じた商品券とLED割引券に交換できます。(1ポイント=1円換算)

※LED照明器具を申請した場合は、すべて商品券に交換します。

※島しょ部にお住まいの方は、一部内容が変更になる場合がございます。

詳しくは、「申請ガイド」をご確認ください。



商品券は百貨店・スーパー・レストラン・ホテル・ゴルフ場など、全国100万店以上のJCBギフトカード取扱店で使用できます。

※商品券は一部、使用できない店舗があります。





東京ゼロエミポイント事務局に登録されたLED割引券取扱店でLED照明器具・ランプを購入する際、割引券として使用できます。

ご静聴ありがとうございました。

<参考>

- 省エネ政策について（省エネポータルサイト）出典：資源エネルギー庁HP
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html



資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
TEL:03-3501-9726